

令和 8 年 9 月 9 日

市町村部活動地域展開担当者 様  
各地域クラブ活動代表者 様

新潟県中学校体育連盟  
会長 長谷川 裕高

**認定地域クラブ活動制度の開始時期及び猶予期間の取扱いについて  
(お知らせ)**

残暑の候、各位におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より新潟県中学校体育連盟の諸事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本連盟では、予てから令和 8 年度より「認定地域クラブ活動制度」を導入する旨をご案内しておりました。これに関しまして、各市町村担当者の皆様より、「令和 8 年度から認定地域クラブ活動の制度を開始した市町村において、ガイドラインに則った認定地域クラブ制度になるよう整えるために、現在所属している 1 年生が 3 年生となる令和 10 年度までの 3 年間の猶予をお願いできないか」というご要望を複数頂戴いたしました。このご要望を受け、本連盟が日本中学校体育連盟へ問い合わせをしたところ、「新潟県中体連においては、新潟県の各市町村が令和 7 年 12 月に策定された『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』を遵守して運用を進める旨を確認し、着実に認定制度を進めることが望ましい」との指示を受けました。

つきましては、新潟県中体連としては皆様からのご要望及び総合的なガイドラインとの整合性を鑑み、令和 8 年度から認定地域クラブ活動を開始した市町村においては、下記のように制度を運用することといたしましたので、お知らせいたします。

**記**

**1 令和 8 年度の取扱いについて**

令和 8 年度は、制度開始に向けた「みなし認定期間」として捉え、各市町村及びクラブの円滑な移行を支援する期間といたします。

**2 認定地域クラブ活動制度の開始時期と猶予期間について**

令和 8 年度から認定制度を開始した市町村も、令和 9 年度より本制度を正式に開始することとし、猶予期間 2 年間は令和 10 年度末までとします。

(裏面に続く)

### 猶予期間中の大会参加について

令和 11 年度以降も中体連主催大会に参加をご希望される場合については、R7.12 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則り、各市町村から「認定地域クラブ活動」に認められるよう整備を進めてください。令和 11 年度からは、認定地域クラブ活動以外の地域クラブ活動は、中体連主催大会に出場することができなくなります。

※全国の中には、令和 11 年度以降も認定地域クラブ活動制度を開始していない市町村もある可能性がありますが、新潟県中学校体育連盟では、改革実行期間（前期）終了に合わせて、令和 11 年度より正式に、認定地域クラブ活動に限り主催大会参加可能といたします。（学校部活動からの出場はこれまで通り可能です。）

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| 新潟県中学校体育連盟<br>事務局     山下   大輔<br>TEL : 025-290-2252 |
|-----------------------------------------------------|